議会運営委員会会議録

令和5年3月17日(金)

(開会) 9:30(閉会) 9:40

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【内容】

- 1 委員会提出議案の取り扱いについて
- (1)議員提出議案第1号 不出頭に対する告発について
- 2 新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員長報告について
- 3 議員提出議案の取り扱いについて
- (1) 議員提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書の提出
- (2) 議員提出議案第4号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出
- (3) 議員提出議案第5号 学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書の提出
- (4) 議員提出議案第6号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める 意見書の提出
- 4 会期日程の変更について

○委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「委員会提出議案の取り扱いについて」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「委員会提出議案の取り扱いについて」ご説明いたします。

「議員提出議案第1号 不出頭に対する告発について」をご覧ください。

新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会におきまして、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関することについての調査の過程で、疑惑を解明するためには、坂平末雄氏の証言が必要であることから、同氏に対し、3月8日開催の同特別委員会に証人としての出頭請求をいたしました。3月7日付、坂平末雄氏の「証人喚問におけるインターネット中継等に関する申出書」が3月8日に議長宛てに提出されましたが、同特別委員会において、インターネット中継を実施することが決定されました。

その後、同氏より、議長宛てに「証人出頭請求に対する不出頭届出書」が提出され、出頭に 至っておりません。

3月10日開催の同特別委員会におきまして、坂平末雄氏の不出頭については、正当な理由となる事項には当たらないことから、同氏を地方自治法第100条第9項の規定に基づき告発すべきものと決定し、3月16日付、特別委員長から議長宛てに委員会提出議案として「議員提出議案第1号 不出頭に対する告発について」が提出されております。

地方自治法第100条第3項の規定において、「第一項後段の規定により出頭又は記録の 提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しく は記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に 処する。」また、同条第9項の規定において、「議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。」とされておりますことから、告発にあたりましては、議会の議決が必要となります。

したがいまして、本日の本会議におきまして、日程の1番目、委員長報告、質疑、討論、採決の後に、「議員提出議案第1号 不出頭に対する告発について」を議題とし、議案の提案理由説明の後、本案は委員会提出議案であるため、会議規則第36条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決としていただいてはと考えております。採決の方法は起立採決を考えております。

なお、この間、一身上に関する事件となりますので、坂平末雄議員は除斥となります。

また、3月3日の議会運営委員会におきまして「飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例」を「議員提出議案第1号」としてお諮りすることを確認しておりましたが、3月16日付で、本案が委員会提出議案として提出されましたことから、「飯塚市議会の個人情報の保護に関する条例」は「議員提出議案第2号」として取り扱うこととさせていただきたいと考えております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「委員会提出議案の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとする ことに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員長報告について」、事 務局に説明させます。

○議会事務局次長

昨日、3月16日に開催されました新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員会におきまして、「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等に関すること」については、調査終了とすることが決定されておりますので、本日の本会議におきまして、日程の2番目、「議員提出議案第1号 不出頭に対する告発について」の提案理由説明、質疑、討論、採決の後に、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員長報告、質疑、討論、採決とし、調査終了をお諮りいただいてはと考えております。採決の方法については起立採決を考えております。

なお、この間、一身上に関する事件となりますので、坂平末雄議員は除斥となります。 以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員長報告について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、意見書案の調整結果について、事務局から報告させます。

○議会事務局次長

意見書案の調整結果について、意見書案の賛否一覧表をご覧ください。

賛否でございますが、一覧表に記載のとおり、「新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書(案)」及び「認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書(案)」以上2件につきましては、いずれも全会派及び川上議員ともに賛成ということでございました。

次に、「学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書(案)」につきましては、飯塚みらい会、而今会、市民クラブ、同志会、立憲民主党及び川上議員が賛成、いつか会及び公明党が反対、友和クラブが議員の個別対応ということでございました。

最後に、「建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書(案)」に つきましては、飯塚みらい会、いつか会、而今会、市民クラブ、同志会、友和クラブ、立憲民 主党及び川上議員が賛成、公明党が反対ということでございました。以上です。

○委員長

お諮りいたします。「議員提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第4号 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出」以上2件につきましては、いずれも議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先につきましては、それぞれ、「議員提出議案第3号」が、財務大臣、厚生労働大臣、「議員提出議案第4号」が、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案2件については、そのように決定いたしました。次に、「議員提出議案第5号 学校給食費無償化の早急な実現を求める意見書の提出」及び「議員提出議案第6号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書の提出」以上2件につきましては、いずれも川上議員が提出者となり、賛成を表明されている会派の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先につきましては、それぞれ、「議員提出議案第5号」が、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、「議員提出議案第6号」が、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案2件については、そのように決定いたしました。 次に、「会期日程の変更について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「令和5年第2回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。

会議予定でございますが、太枠で囲っております箇所で、本日、3月17日、金曜日の2番目に、先ほどご審議いただきました、委員会提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決を、3番目に、新体育館移動式観覧席の入札に係る官製談合等調査特別委員長報告、質疑、討論、採決を、5番目に、議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決を追加するものでございます。

なお、前回、説明を失念しておりまして、大変申し訳ありません、議案第33号の教育委員会教育長の任命、議案第34号の教育委員会委員の任命にかかる人事議案につきましては、同意されました場合には、先例により、直ちに就任あいさつを受けることとなっております。

また、8番目の市長あいさつにつきましては、本日、片峯市長の出席がかないませんので、 市長職務代理者より、あいさつを代読したい旨の申し入れがあっておりますので、そのような 取り扱いとしていただいてはと考えております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期日程の変更について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご 異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

閉会にあたりまして、この委員構成での委員会は、これが最後になると思いますので、正副 委員長を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この2年間、皆さんのご協力によりまして、スムーズな運営ができ、最後まで職務を全うすることができました。どうもありがとうございました。

(拍手)

本日の審査は、すべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。